

(別 紙)

諮問庁 世田谷区教育委員会
諮問日 令和4年2月9日
諮問番号 諮問第122号

答 申 書

答申日 令和5年4月25日

審査庁
世田谷区教育委員会 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

諮問第122号案件「個人情報等非開示決定処分（令和3年4月21日付第2・4号）」について、非開示とした決定は妥当である。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、世田谷区教育委員会（処分庁）が世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第2項に基づき、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して令和3年4月21日付けで行った個人情報等非開示決定処分（第2・4号）（以下「本件各処分」という。）に対し、請求人が、当該処分は違法である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

2 手続の特記事項

条例に基づく開示決定等に対する審査請求については、条例第43条第1項により行政不服審査法第9条第1項の適用を除外することから、本件においても審理員による審理手続を省略した。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件各処分に係る根拠法令等）

条例第21条は、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。

これに対して、条例第21条第2号は、非開示情報を「開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」と規定している。そして、この点につき、本区が作成している

「個人情報保護制度の手引（令和3年3月）」には、「開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報等を開示するものであり、通常は本人の権利利益を害するおそれはないものと思われる。しかし、…開示することが必ずしも本人の利益にならない場合もあり得る。…例えば児童相談所等における児童虐待に関する児童の情報を、法定代理人である親が開示請求する場合なども、当該児童の生命、健康等を害するおそれがあると認められれば、非開示情報となる。」と記載されている（73頁）。

さらに、条例第23条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

2 処分内容及び理由

実施機関は、本件（子2名の）各学齢簿開示請求につき、保有個人情報の存否を答えることは、条例第21条第2号が規定する非開示情報を開示することになるとして、条例第23条に基づき、当該情報の存否を明らかにしないで、本件各請求を拒否し、本件各処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「本件開示請求は、本人に代わり、本人の法定代理人から行われたものである。また、本件開示請求の対象情報は、本人の法定代理人であれば、開示請求によるまでもなく知り得ているところ、開示請求の方法により当該情報を入手しようとするものである。

このような状況下でなされた請求に対して、当該情報が存在しているか否かを答えることは、本人の法定代理人が知り得ていない本人の就学先等に係る情報、すなわち、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」とい

う。)第21条第2号に該当する非開示情報である、「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を、当該情報を知り得ていない本人の法定代理人に開示することとなる。

よって、条例第23条の規定により、当該情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する。」

第4 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書及び陳述書により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- (1) 本件非開示開示決定通知書中に「法定代理人であれば、開示請求によるまでもなく知り得ているところ」とあるが、その根拠が不明瞭である。また、根拠のない判断は単なる偏見であり、行政が偏見をもって差別的対応を行うのは問題である。
- (2) 情報を知り得ない親であるから「害するおそれ」があるとする根拠が、不明確である。
- (3) 請求人は、現在、請求人の子の親権者であって知る権利があり、開示しないということは請求人の親権を侵害しているため、開示すべきである。
- (4) 子どもから不当に片方の親を奪い、親子を断絶することは、児童虐待にあたる。正当な理由なく親子を引き離すことは虐待である。
- (5) 片方の親から子どもを取り上げることは、精神的DVである。
- (6) 本件各処分は、行政による子の親権者間での不合理な差別的扱いとして日本国憲法（以下「憲法」という。）第14条第1項及び第24条第2項に違反するとともに、親が子を養育することについての「人格的利益」を侵害する違法行為である。

2 実施機関の主張の要旨

- (1) 上記1 (1) 及び (2) については争う。また、上記1 (3) ~ (6) のうち、事実関係は不知であり、主張については認否の限りではない。
- (2) 実施機関は、請求人の上記1 (1) 及び (2) の主張に対して、以下のとおり主張する。

本件各請求は、未成年者である本人に代わり、本人の法定代理人から行われたものである。また、本件各請求の対象情報である「請求者の子に関する学齢簿」は、本人に関する現住所、就学先等が記載されているものである。当該情報は、本人の法定代理人であれば、開示請求によるまでもなく知り得ているところ、開示請求の方法により当該情報を入手しようとす

るものである。

このような状況下でなされた開示請求に対して、当該情報が存在しているか否かを答えることは、本人が世田谷区内に居住しているか否か、世田谷区立学校に在籍しているか否か等の本人の法定代理人が知り得ていない本人に係る情報、すなわち、条例第21条第2号に規定する「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」という非開示情報について、当該情報を知り得ていない本人の法定代理人に開示することとなる。

以上のことから、本件各処分は、条例に基づき適正に行われており、本件各処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第5 論点整理

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件開示請求情報」という。）は、条例第21条第2号が規定する非開示情報に該当するか。
- (2) 本件開示請求情報の存否を答えることは、条例第21条第2号が規定する非開示情報を開示することになるか（条例第23条該当性）。
- (3) 本件各処分は、憲法第14条第1項及び第24条第2項に違反するか。また、人格権の侵害となるか。
- (4) 本件各処分の理由付記は、世田谷区行政手続条例（平成7年条例第47号）第14条に違反するか。

第6 答申の理由

1 認定した事実

世田谷区教育委員会は、区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない（学校教育法施行令第1条）。学齢簿には、児童の氏名、現住所、就学する学校などを記載しなければならない（学校教育法施行規則第30条）。

本件請求時において、〇〇しているため、請求人は、親権者であるが、その子の住所等について、知り得ていない状況にある（審査請求書の全趣旨）。

〇〇（審査請求書の全趣旨）。

2 論点に対する判断

(1) 条例第21条第2号該当性について

一般に、親権者たる親は、子の最善の利益のため、子の法定代理人として本人（子）の保有個人情報を開示請求する権利を有している。しかしな

がら、法定代理人の利益と当該本人の利益が常に合致するとは限らず、条例第21条第2号に該当する場合があることになる。

もっとも、請求人がそのような状況にあるかどうかは、裁判所による手続でなければ、正確にその事実を認定することは容易ではない。我が国の場合、家庭裁判所における離婚調停・訴訟手続が設けられており、その手続において、離婚後の親権や子との面会についても決定されることになっている。

そして、法定代理人による本件開示請求情報が、本人（子）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報か否かの判断については、本人の年齢や家族状況など当該情報の周囲の状況を勘案した上で、当該情報の性質それ自体が上記「おそれ」を有しているか否かの判断をすべき場合もある（さいたま地方裁判所平成19年4月25日判決裁判所ウェブサイト掲載参照）。

本件では、答申時現在、〇〇であるから、仮に学齢簿が存在し、かつそこに記載されている保有個人情報を法定代理人に開示する場合、法定代理人は、子の所在を知ることになり、子に対して双方の親から異なった働きかけがあるなど新たな紛争や子にとって望ましくない状況が生じるおそれがあり、これにより少なくとも「本人の生活」を害するおそれがある。

本件における条例第21条第2号該当性の判断は、当区教育委員会（処分庁）の合理的な裁量に委ねられており、上記を前提に、その行使について、当審査会が聴き取った限りにおいては、実施機関は、相応の調査を行っており、その判断に関する裁量行使について誤ったものとは認められない。

（2）条例第23条該当性について

上記のとおり、保有個人情報の一部が非開示情報にあたる場合、個人情報保護制度の趣旨からは、当該非開示情報を除いて一部開示することが原則である（条例第22条第1項）。しかしながら、条例第23条が定める場合には、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

したがって、条例第23条が定める要件、すなわち、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる」か否かは、例外的な場合に限られるべきである。

これについて、本件請求においては、上記のとおり、法定代理人たる請求人は、本人（子）の所在を知り得ておらず、本件請求対象情報の全部開示決定処分はもとより、一部又は全部の非開示決定処分によっても、本人

の世田谷区内居住の有無などを知ることになる。そうであれば、上記おそれがなお認められることになるから、本件非開示決定が、条例第23条にしたがって行われたことに、違法不当な点は、認められない。

(3) 本件各処分の違憲性について

上記のとおり、本件各処分に違法性はなく、違憲であることも認められない。

(4) 行政手続条例第14条に違反するかについて

理由付記は、請求人の既知、不知にかかわらず、いかなる事実を認定して処分の判断に至ったかをその記載自体から請求人が理解できるよう記載しなければならない。

これを本件について見ると、「本人の法定代理人であれば、開示請求によるまでもなく知り得ているところ、開示請求の方法により当該情報を入手しようとするものである」こと、及び「本人の法定代理人が知り得ていない本人の就学先等に係る情報」は、条例「第21条第2号に該当する非開示情報である」ことを明らかにしている。

上記理由付記としてのより詳細な説明は、条例第23条適用の趣旨を没却することにもなりかねず、上記理由付記の程度は、本区行政手続条例上、違法不当となるものではない。

したがって、実施機関が行った本件各処分に違法又は不当な点はないものと判断した。

第7 まとめ

以上の点から、大林委員の反対意見があるほか、「第1 結論」のように判断する。

大林委員からの意見は、次のとおりである。

私は、本人の法定代理人であれば学齢簿記載の情報を知りえているからといって非開示とすることに賛同できない。理由は以下の通りである。

たしかに、法定代理人が未成年者である子（本人）に代わって個人情報等開示請求を行う場合、本人との関係で利益相反が生じることがありうる。特に児童虐待や連れ去りなどのリスクがある場合には本人の所在等に関する情報を開示することによって生命や健康等を害するおそれが生じるといえる。

しかし、そこでいうおそれの蓋然性については、少なくとも、そこでいうおそれは何か、開示することによってそのおそれが生じるのかについて

明らかにしなければならない。ところが、本件では「法定代理人であれば、開示請求によるまでもなく知り得ている」という理由のみで非開示としている。かかる理由でおそれの蓋然性が充足されているとしてしまうと、本件対象文書である学齢簿のみならず、法定代理人として知っているはずの情報はそれだけで非開示になりえてしまう。それは情報開示を原則とする情報公開制度の趣旨に反するものであるといわざるをえない。

他面、この種の事案において実施機関が対応に苦慮する点も十分に理解できる。現行の個人情報保護条例の下では法定代理人が開示請求を行う場合にその目的を尋ねることを求めているわけではなく、仮に目的を尋ねたとしても真の理由が明らかになるとは限らない。そのため、実施機関は客観的状況を勘案して限られた情報の中で判断せざるをえない。その結果、本件のように法定代理人であれば知っているはずの情報を請求する場合で、しかも請求文書が現住所や就学先が記載されている学齢簿であるときには、おそれの理由を具体的に示さないまま非開示にせざるをえないという状況に陥ってしまうと考えられる。

とはいえ、前述した通り、法定代理人であれば知りえていたはずの情報であるから非開示にするというのは、21条2号のおそれがあるという蓋然性を示しているとはいえない。多数意見は、結論として実施機関の主張による請求人と本人のおかれる状況等を勘案すれば非開示が妥当であるとしているが、原処分時の理由付記には法定代理人であれば知りえていたはずの情報であることしか記載されておらず、それをもって本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれに該当するとはいえない。

以上により、私は非開示処分を取り消すべきであると考えている。

なお、今後も本件のような問題が生じる可能性があることから、世田谷区としては条例改正も視野に入れつつ、どのような実務対応を行うかなど（利益相反が見込まれる場合に請求者に対する確認や周辺情報の収集・確認など）について、検討することが望ましい。

第8 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年2月9日	(諮問第122号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和4年3月22日	(令和3年度第9回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和4年4月25日	(令和4年度第1回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年5月23日	(令和4年度第2回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年7月4日	(令和4年度第3回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年9月15日	(令和4年度第5回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年4月25日	(答申第122号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
 副会長 大林 啓吾
 委員 石田 若菜
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志